

## 資料

1. 空家等対策の推進に関する特別措置法
2. 朝霞市空き家等の適正管理に関する条例
3. 朝霞市空き家等の適正管理に関する条例施行規則
4. 朝霞市空き家等実態調査 所有者アンケート

# 1. 空家等対策の推進に関する特別措置法

## 空家等対策の推進に関する特別措置法

発令 平成26年11月27日号外法律第127号

最終改正 令和5年6月14日号外法律第50号

改正内容 令和5年6月14日号外法律第50号[公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日]

### ○空家等対策の推進に関する特別措置法

[平成二十六年十一月二十七日号外法律第百二十七号]

[総務・国土交通大臣署名]

空家等対策の推進に関する特別措置法をここに公布する。

### 空家等対策の推進に関する特別措置法

#### 目次

- 第一章 総則（第一条—第八条）
- 第二章 空家等の調査（第九条—第十一条）
- 第三章 空家等の適切な管理に係る措置（第十二条—第十四条）
- 第四章 空家等の活用に係る措置（第十五条—第二十一条）
- 第五章 特定空家等に対する措置（第二十二条）
- 第六章 空家等管理活用支援法人（第二十三条—第二十八条）
- 第七章 雑則（第二十九条）
- 第八章 罰則（第三十条）

#### 附則

##### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

##### （定義）

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。第十四条第二項において同じ。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

##### （国の責務）

第三条 国は、空家等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、地方公共団体その他の者が行う空家等に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努めなければならない。

3 国は、広報活動、啓発活動その他の活動を通じて、空家等の適切な管理及びその活用の促進に関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

##### （地方公共団体の責務）

第四条 市町村は、第七条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関して必要な措置を適切に講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、第七条第一項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(空家等の所有者等の責務)

第五条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(基本指針)

第六条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
- 三 所有者等による空家等の適切な管理について指針となるべき事項
- 四 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更するときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第七条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
- 二 計画期間
- 三 空家等の調査に関する事項
- 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項
- 六 特定空家等に対する措置（第二十二条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項から第十一項までの規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項
- 七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- 八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
- 九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3 前項第五号に掲げる事項には、次に掲げる区域内の区域であつて、当該区域内の空家等の数及びその分布の状況、その活用の状況その他の状況からみて当該区域における経済的社会的活動の促進のために当該区域内の空家等及び空家等の跡地の活用が必要となると認められる区域（以下「空家等活用促進区域」という。）並びに当該空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用の促進を図るための指針（以下「空家等活用促進指針」という。）に関する事項を定めることができる。

- 一 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第二条に規定する中心市街地
- 二 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項第八号に規定する地域再生拠点
- 三 地域再生法第五条第四項第十一号に規定する地域住宅団地再生区域
- 四 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第二条第二項に規定する重点区域
- 五 前各号に掲げるもののほか、市町村における経済的社会的活動の拠点としての機能を有する区域として国土交通省令・総務省令で定める区域

4 空家等活用促進指針には、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用に関する基本的な事項
- 二 空家等活用促進区域における経済的社会的活動の促進のために活用することが必要な空家等の種類及び当該空家等について誘導すべき用途（第十六条第一項及び第十八条において「誘導用途」という。）に関する事項



- 三 前二号に掲げるもののほか、空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用を通じた経済的社会的活動の促進に関し必要な事項
- 5 空家等活用促進指針には、前項各号に掲げる事項のほか、特例適用建築物（空家等活用促進区域内の空家等に該当する建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下この項及び第九項において同じ。）又は空家等の跡地に新築する建築物をいう。次項及び第十項において同じ。）について第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第四十三条第二項（第一号に係る部分に限る。次項において同じ。）の規定又は第十七条第二項の規定により読み替えて適用する同法第四十八条第一項から第十三項まで（これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。第九項において同じ。）の規定のただし書の規定の適用を受けるための要件に関する事項を定めることができる。
- 6 前項の第十七条第一項の規定により読み替えて適用する建築基準法第四十三条第二項の規定の適用を受けるための要件（第九項及び第十七条第一項において「敷地特例適用要件」という。）は、特例適用建築物（その敷地が幅員一・八メートル以上四メートル未満の道（同法第四十三条第一項に規定する道路に該当するものを除く。）に二メートル以上接するものに限る。）について、避難及び通行の安全上支障がなく、かつ、空家等活用促進区域内における経済的社会的活動の促進及び市街地の環境の整備改善に資するものとして国土交通省令で定める基準を参酌して定めるものとする。
- 7 市町村は、第三項に規定する事項を定めるときは、あらかじめ、当該空家等活用促進区域内の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 8 市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市を除く。）は、第三項に規定する事項を定める場合において、市街化調整区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定する市街化調整区域をいう。第十八条第一項において同じ。）の区域を含む空家等活用促進区域を定めるときは、あらかじめ、当該空家等活用促進区域の区域及び空家等活用促進指針に定める事項について、都道府県知事と協議をしなければならない。
- 9 市町村は、空家等活用促進指針に敷地特例適用要件に関する事項又は第五項の第十七条第二項の規定により読み替えて適用する建築基準法第四十八条第一項から第十三項までの規定のただし書の規定の適用を受けるための要件（以下「用途特例適用要件」という。）に関する事項を記載するときは、あらかじめ、当該事項について、当該空家等活用促進区域内の建築物について建築基準法第四十三条第二項第一号の規定による認定又は同法第四十八条第一項から第十三項まで（これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。第十七条第二項において同じ。）の規定のただし書の規定による許可の権限を有する特定行政庁（同法第二条第三十五号に規定する特定行政庁をいう。以下この項及び次項において同じ。）と協議をしなければならない。この場合において、用途特例適用要件に関する事項については、当該特定行政庁の同意を得なければならない。
- 10 前項の規定により用途特例適用要件に関する事項について協議を受けた特定行政庁は、特例適用建築物を用途特例適用要件に適合する用途に供することが空家等活用促進区域における経済的社会的活動の促進のためにやむを得ないものであると認めるときは、同項の同意をすることができる。
- 11 空家等対策計画（第三項に規定する事項が定められたものに限る。第十六条第一項及び第十八条第一項において同じ。）は、都市計画法第六条の二の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び同法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。
- 12 市町村は、空家等対策計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 13 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。
- 14 第七項から前項までの規定は、空家等対策計画の変更について準用する。  
（協議会）
- 第八条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。
- 3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第二章 空家等の調査

### （立入調査等）

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

- 2 市町村長は、第二十二条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

### （空家等の所有者等に関する情報の利用等）

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているものために利用する目的で都が保有する情報であつて、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長、空家等に工作物を設置している者その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

### （空家等に関するデータベースの整備等）

第十一条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下この条、次条及び第十五条において同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第三章 空家等の適切な管理に係る措置

### （所有者等による空家等の適切な管理の促進）

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

### （適切な管理が行われていない空家等の所有者等に対する措置）

第十三条 市町村長は、空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認めるときは、当該状態にあると認められる空家等（以下「管理不全空家等」という。）の所有者等に対し、基本指針（第六条第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。）に即し、当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による指導をした場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれ大きいと認めるときは、当該指導をした者に対し、修繕、立木竹の伐採その他の当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告することができる。

### （空家等の管理に関する民法の特例）



第十四条 市町村長は、空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所に対し、民法（明治二十九年法律第八十九号）第二十五条第一項の規定による命令又は同法第九百五十二条第一項の規定による相続財産の清算人の選任の請求をすることができる。

2 市町村長は、空家等（敷地を除く。）につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法第二百六十四条の八第一項の規定による命令の請求をすることができる。

3 市町村長は、管理不全空家等又は特定空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法第二百六十四条の九第一項又は第二百六十四条の十四第一項の規定による命令の請求をすることができる。

第四章 空家等の活用に係る措置  
（空家等及び空家等の跡地の活用等）

第十五条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

（空家等の活用に関する計画作成市町村の要請等）

第十六条 空家等対策計画を作成した市町村（以下「計画作成市町村」という。）の長は、空家等活用促進区域内の空家等（第七条第四項第二号に規定する空家等の種類に該当するものに限る。以下この条において同じ。）について、当該空家等活用促進区域内の経済的社会的活動の促進のために必要があると認めるときは、当該空家等の所有者等に対し、当該空家等について空家等活用促進指針に定められた誘導用途に供するために必要な措置を講ずることを要請することができる。

2 計画作成市町村の長は、前項の規定による要請をした場合において、必要があると認めるときは、その要請を受けた空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する権利の処分についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（建築基準法の特例）

第十七条 空家等対策計画（敷地特例適用要件に関する事項が定められたものに限る。）が第七条第十二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、同条第六項に規定する特例適用建築物に対する建築基準法第四十三条第二項第一号の規定の適用については、同号中「利用者」とあるのは「利用者」と、「適合するもので」とあるのは「適合するもの又は空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号）第七条第十二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表された同条第一項に規定する空家等対策計画に定められた同条第六項に規定する敷地特例適用要件に適合する同項に規定する特例適用建築物で」とする。

2 空家等対策計画（用途特例適用要件に関する事項が定められたものに限る。）が第七条第十二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、同条第五項に規定する特例適用建築物に対する建築基準法第四十八条第一項から第十三項までの規定の適用については、同条第一項から第十一項まで及び第十三項の規定のただし書の規定中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、」と、「認め、」とあるのは「認めて許可した場合」と、同条第一項ただし書中「公益上やむを得ない」とあるのは「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号）第七条第十二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表された同条第一項に規定する空家等対策計画に定められた同条第九項に規定する用途特例適用要件（以下この条において「特例適用要件」という。）に適合すると認めて許可した場合その他公益上やむを得ない」と、同条第二項から第十一項まで及び第十三項の規定のただし書の規定中「公益上やむを得ない」とあるのは「特例適用要件に適合すると認めて許可した場合その他公益上やむを得ない」と、同条第十二項ただし書中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、特例適用要件に適合すると認めて許可した場合その他」とする。

（空家等の活用の促進についての配慮）

第十八条 都道府県知事は、第七条第十二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表された空家等対策計画に記載された空家等活用促進区域（市街化調整区域に該当する区域に限る。）内の空家等に該当する建築物（都市計画法第四条第十項に規定する建築物をいう。以下この項において同じ。）について、当該建築物を誘導用途に供するため同法第四十二条

第一項ただし書又は第四十三条第一項の許可（いずれも当該建築物の用途の変更に係るものに限る。）を求められたときは、第七条第八項の協議の結果を踏まえ、当該建築物の誘導用途としての活用の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、国の行政機関の長又は都道府県知事は、同項に規定する空家等対策計画に記載された空家等活用促進区域内の空家等について、当該空家等を誘導用途に供するため農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該空家等の活用の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

（地方住宅供給公社の業務の特例）

第十九条 地方住宅供給公社は、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第二十一条に規定する業務のほか、空家等活用促進区域内において、計画作成市町村からの委託に基づき、空家等の活用のために行う改修、当該改修後の空家等の賃貸その他の空家等の活用に関する業務を行うことができる。

- 2 前項の規定により地方住宅供給公社が同項に規定する業務を行う場合における地方住宅供給公社法第四十九条の規定の適用については、同条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号）第十九条第一項に規定する業務」とする。

（独立行政法人都市再生機構の行う調査等業務）

第二十条 独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第一項に規定する業務のほか、計画作成市町村からの委託に基づき、空家等活用促進区域内における空家等及び空家等の跡地の活用により地域における経済的社会的活動の促進を図るために必要な調査、調整及び技術の提供の業務を行うことができる。

（独立行政法人住宅金融支援機構の行う援助）

第二十一条 独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十三条第一項に規定する業務のほか、市町村又は第二十三条第一項に規定する空家等管理活用支援法人からの委託に基づき、空家等及び空家等の跡地の活用の促進に必要な資金の融通に関する情報の提供その他の援助を行うことができる。

第五章 特定空家等に対する措置

第二十二条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。
- 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。



- 8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者（以下この項及び次項において「命令対象者」という。）を確知することができないとき（過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、当該命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者（以下この項及び次項において「措置実施者」という。）にその措置を行わせることができる。この場合においては、市町村長は、その定めた期限内に命令対象者においてその措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは市町村長又は措置実施者がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ公告しなければならない。
- 11 市町村長は、災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、第三項から第八項までの規定により当該措置をとることを命ずるとまがないときは、これらの規定にかかわらず、当該特定空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。
- 12 前二項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第五条及び第六条の規定を準用する。
- 13 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 14 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 15 第三項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。
- 16 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 17 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

#### 第六章 空家等管理活用支援法人 (空家等管理活用支援法人の指定)

- 第二十三条 市町村長は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。
- 2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示しなければならない。
  - 3 支援法人は、その名称若しくは商号、住所又は事務所若しくは営業所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。
  - 4 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

#### (支援法人の業務)

第二十四条 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 空家等の所有者等その他空家等の管理又は活用を行おうとする者に対し、当該空家等の管理又は活用の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該空家等の適切な管理又はその活用を図るために必要な援助を行うこと。
- 二 委託に基づき、定期的な空家等の状態の確認、空家等の活用のために行う改修その他の空家等の管理又は活用のため必要な事業又は事務を行うこと。



- 三 委託に基づき、空家等の所有者等の探索を行うこと。
  - 四 空家等の管理又は活用に関する調査研究を行うこと。
  - 五 空家等の管理又は活用に関する普及啓発を行うこと。
  - 六 前各号に掲げるもののほか、空家等の管理又は活用を図るために必要な事業又は事務を行うこと。
- (監督等)

第二十五条 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 市町村長は、支援法人が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
  - 3 市町村長は、支援法人が前項の規定による命令に違反したときは、第二十三条第一項の規定による指定を取り消すことができる。
  - 4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。
- (情報の提供等)

第二十六条 国及び地方公共団体は、支援法人に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

- 2 市町村長は、支援法人からその業務の遂行のため空家等の所有者等を知る必要があるとして、空家等の所有者等に関する情報（以下この項及び次項において「所有者等関連情報」という。）の提供の求めがあったときは、当該空家等の所有者等の探索に必要な限度で、当該支援法人に対し、所有者等関連情報を提供するものとする。
  - 3 前項の場合において、市町村長は、支援法人に対し所有者等関連情報を提供するときは、あらかじめ、当該所有者等関連情報を提供することについて本人（当該所有者等関連情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意を得なければならない。
  - 4 前項の同意は、その所在が判明している者に対して求めれば足りる。
- (支援法人による空家等対策計画の作成等の提案)

第二十七条 支援法人は、その業務を行うために必要があると認めるときは、市町村に対し、国土交通省令・総務省令で定めるところにより、空家等対策計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本指針に即して、当該提案に係る空家等対策計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

- 2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき空家等対策計画の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした支援法人に通知するものとする。この場合において、空家等対策計画の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。
- (市町村長への要請)

第二十八条 支援法人は、空家等、管理不全空家等又は特定空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、第十四条各項の規定による請求をするよう要請することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による要請があった場合において、必要があると認めるときは、第十四条各項の規定による請求をするものとする。
- 3 市町村長は、第一項の規定による要請があった場合において、第十四条各項の規定による請求をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該要請をした支援法人に通知するものとする。

#### 第七章 雑則

第二十九条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

#### 第八章 罰則

第三十条 第二十二條第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

2 第九條第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九條第二項から第五項まで、第十四條及び第十六條の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[平成二十七年二月政令五〇号により、本文に係る部分は、平成二七・二・二六から、ただし書に係る部分は、平成二七・五・二六から施行]

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 [令和五年六月一四日法律第五〇号]

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三條の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二條に規定する施行時特例市に対するこの法律による改正後の空家等対策の推進に関する特別措置法（以下この条において「新法」という。）第七條第八項及び第十八條第一項の規定の適用については、新法第七條第八項中「及び同法」とあるのは「、同法」と、「中核市」とあるのは「中核市及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二條に規定する施行時特例市」とする。

2 新法第二十二條第十項及び第十二項（同条第十項に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行の日（以下この条及び附則第六條において「施行日」という。）以後に新法第二十二條第十項後段の規定による公告を行う場合について適用し、施行日前にこの法律による改正前の空家等対策の推進に関する特別措置法（次項において「旧法」という。）第十四條第十項後段の規定による公告を行った場合については、なお従前の例による。

3 新法第二十二條第十一項及び第十二項（同条第十一項に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同条第二項の規定による勧告を行う場合について適用し、施行日前に旧法第十四條第二項の規定による勧告を行った場合については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 前条の規定による改正後の地方税法第三百四十九條の三の二第一項の規定は、施行日の属する年の翌年の一月一日（施行日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用し、当該年度の前年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(独立行政法人都市再生機構法の一部改正)

第七条 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]



(独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正)

第八条 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

## 2. 朝霞市空き家等の適正管理に関する条例

○朝霞市空き家等の適正管理に関する条例

平成25年6月26日条例第41号

改正

令和4年3月25日条例第1号

朝霞市空き家等の適正管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空き家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることによって、空き家等が管理不全な状態になることを防止し、もって市民の良好な生活環境を確保するとともに、安全で安心な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 市の区域内にある建築物その他の工作物（以下「建物等」という。）及びその敷地で、現に使用されず、常時無人又はこれに類する状態にあるものをいう。
- (2) 管理不全な状態 次のいずれかに掲げる状態をいう。
  - ア 建物等が、老朽化若しくは台風等の自然災害により倒壊し、又は当該建物等の建築材等が飛散し、人の生命若しくは身体又は財産に被害を及ぼすおそれのある状態
  - イ 建物等に不特定の者が容易に侵入できることにより、火災又は犯罪が誘発されるおそれのある状態
  - ウ 草木の著しい繁茂又は害虫等の発生により、周辺的生活環境の保全上支障が生じるおそれのある状態
- (3) 所有者等 空き家等を所有し、又は管理する者をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

(自主的解決との関係)

第3条 この条例の規定は、管理不全な状態にある空き家等に関する紛争の当事者が、双方の合意による当該紛争の自主的な解決を図ることを妨げるものではない。

(所有者等の責務)

第4条 所有者等は、空き家等を管理不全な状態にならないように適正に管理しなければならない。

(情報提供)

第5条 市民等は、空き家等が管理不全な状態であると認めるときは、市長に対し、その情報を提



供するものとする。

(立入調査等)

第6条 市長は、第4条に規定する適正な管理が行われていないと認めるとき又は前条の情報提供があったときは、職員に当該空き家等の状況、所有者の住所等その他必要な事項を調査させ、又は所有者等に対し質問させ、若しくは資料の提出を求めさせることができる。

2 市長は、前項の場合において、職員を当該空き家等に立ち入らせることができる。

3 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(助言又は指導)

第7条 市長は、前条の調査により空き家等が管理不全な状態であると認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し、これを改善するために必要な措置について助言又は指導することができる。

(勧告)

第8条 市長は、前条の規定による指導を行ったにもかかわらず、なお当該空き家等が管理不全な状態であるときは、期間を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第9条 市長は、所有者等が前条の規定による勧告に応じなかったときは、期間を定めて、必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(公表)

第10条 市長は、前条の規定による命令を受けた所有者等が正当な理由なく、その命令に従わなかったときは、あらかじめ当該所有者等に意見を述べる機会を与えた上で、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 命令に従わなかった所有者等の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

(2) 命令の対象である空き家等の所在地

(3) 命令の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(支援体制の整備)

第11条 市長は、空き家等が管理不全な状態になることを防止し、及びその解消を図るため、当該

空き家等の所有者等を支援する体制を整備するものとする。

(関係機関との連携)

第12条 市長は、空き家等の管理不全な状態を改善するために必要があると認めるときは、埼玉県警察、埼玉県南西部消防局その他の関係機関に協力を求めることができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月25日条例第1号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。



### 3. 朝霞市空き家等の適正管理に関する条例施行規則

○朝霞市空き家等の適正管理に関する条例施行規則

平成25年6月26日規則第31号

改正

平成26年3月31日規則第17号

平成28年3月28日規則第10号

平成28年5月18日規則第29号

平成30年3月27日規則第4号

令和3年9月27日規則第23号

朝霞市空き家等の適正管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、朝霞市空き家等の適正管理に関する条例（平成25年朝霞市条例第41号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(記録)

第2条 条例第5条の規定による市民等からの空き家等の情報の提供を受けたときは、次に掲げるものを作成するものとする。

(1) 空き家等の管理不全に関する情報提供受付簿（様式第1号）

(2) 空き家等の管理不全に関する管理台帳（様式第2号）

(身分証明書)

第3条 条例第6条第3項に規定する身分を示す証明書の様式は、身分証明書（様式第3号）のとおりにする。

(助言又は指導)

第4条 条例第7条の規定による助言は、原則として口頭により行うものとする。

2 条例第7条の規定による指導は、空き家等の適正管理に関する指導書（様式第4号）により行うものとする。

(勧告)

第5条 条例第8条の規定による勧告は、空き家等の適正管理に関する勧告書（様式第5号）により行うものとする。

(命令)

第6条 条例第9条の規定による命令は、空き家等の適正管理に関する命令書（様式第6号）により行うものとする。

(公表)

第7条 市長は、条例第10条に規定する公表を行う場合は、当該所有者等に、空き家等の適正管理に関する命令違反事実の公表予告書(様式第7号)を送付するものとする。

2 市長は、公表予定日目の初日から起算して5日前までに公表に対する意見書(様式第8号)により弁明の機会を付与するものとする。ただし、所有者等が口頭による弁明を求めたときは、この限りでない。

3 前項に規定する口頭による弁明を認めるときは、弁明を録取しなければならない。

4 市長は、公表を行うときは、事前に空き家等の適正管理に関する命令違反事実の公表通知書(様式第9号)を当該空き家等の所有者等に通知し、空き家等の適正管理に関する命令違反事実公表書を作成するものとする。

5 条例第10条第1項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 朝霞市公告式条例(昭和30年朝霞市条例第10号)第2条第2項に定める掲示場に掲示する方法

(2) 市の広報紙及びホームページに掲載する方法

(3) その他市長が必要と認める方法

6 市長は、次に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、条例第10条第1項に規定する公表を猶予することができる。

(1) 当該所有者等が貧困により生活のため公私の扶助を受けていて、当該財産の相続権利者の援助が得られない等の相当な理由があり、空き家等を適正に管理することが困難な者又はこれに準ずると認められる場合

(2) 当該建物等及び敷地の所有権等をめぐり紛争中で、正当な所有者等の特定が困難な場合

(3) 命令の期限までに改善に至らなかったものの、期限後6月以内に改善することを書面で誓約した場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、特別の事由があると市長が認める場合

(庁内連絡会)

第8条 条例第11条の規定に基づき、市は庁内関係課が相互に緊密な連携及び協力を図り、空き家等の所有者等を支援するため、朝霞市空き家等の適正管理に関する庁内連絡会(以下「庁内連絡会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第9条 庁内連絡会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 空き家等が管理不全な状態になることを防止するために必要な事務に関すること。
- (2) 空き家等が管理不全な状態になることを解消するために必要な事務に関すること。
- (3) 空き家等の所有者等を支援するために必要な事務に関すること。
- (4) その他会長が必要と認めること。

(組織)

第10条 庁内連絡会は、別表に定める課の課長及び係長級以上の職にある者を委員として組織する。

- 2 会長は、開発建築課長の職にある者をもって充て、副会長は委員のうちから会長が指名する。

(会議)

第11条 庁内連絡会は、必要の都度会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の職員の出席を求めることができる。

(庶務)

第12条 庁内連絡会の庶務は、都市建設部開発建築課において処理する。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年規則第17号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月28日規則第10号)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。(後略)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成28年5月18日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月27日規則第4号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年9月27日規則第23号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。



(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第10条関係）

課税課
地域づくり支援課
環境推進課
まちづくり推進課
開発建築課
危機管理室

#### 4. 朝霞市空き家等実態調査 所有者アンケート

## 朝霞市空き家等実態調査 (所有者アンケート)

日頃より、市政にご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

近年、適切な管理がなされていない空き家が全国的な問題となり、国において平成27年(2015年)5月に「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されました。

本市では、基礎的データに基づき、市内全域の空き家の現状と課題の把握のため、空き家等実態調査を実施することと致しました。

今般、空き家等実態調査の重要な基礎資料とするため、下記所在地(※)の建築物等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)に、本市の今後の空き家対策についてのご意見等を伺いたく、「朝霞市空き家に関するアンケート調査票」(本アンケート調査票)をお送りさせていただきました。

本アンケートの結果については、今後の朝霞市の住宅施策の検討において活用したいと考えております。

本調査の趣旨をご理解のうえ、アンケートにご協力いただきますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

令和元年(2019年)7月 朝霞市長 富岡 勝則

※アンケート対象の所在地(地番) : 朝霞市〇町〇丁目〇-〇

注1) 本調査により知り得た個人情報やお答えいただいた内容につきましては、朝霞市個人情報保護条例に基づき適切に管理し、本アンケートの統計処理以外に使用することはありません。

注2) 所有者ご本人様が回答困難な場合は、ご家族様等がご記入いただいても結構です。

- 1 ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れて、令和元年(2019年)〇月〇日(〇)までにご投函ください(切手は不要です)。
- 2 この調査の担当者及びお問い合わせ先は、以下の通りです。  
〒351-8501 埼玉県朝霞市本町1-1-1  
朝霞市役所 都市建設部 開発建築課 住宅政策係  
電話 : 048-423-3854 (直通) FAX : 048-463-9490

- ※ アンケートは固定資産情報の所有者情報を元にお送りしております。現在、建物などの所有者でない方は、大変恐縮ですが、アンケートの「問1」にご回答くださいますようお願い申し上げます。
- ※ 事前に行いました現地調査で、建物を使用されている場合もあると存じますが、その場合でも、大変恐縮ですが、アンケートの「問1」にご回答くださいますようお願い申し上げます。

本アンケート及び実態調査は、朝霞市が国際航業株式会社に委託しておりますので、返信用封筒の宛名は、国際航業株式会社となっております。

〒183-0057 東京都府中市晴見町2-24-1

国際航業株式会社 インフラマネジメント部 東日本地域マネジメントG

朝霞市空き家アンケート調査係



©朝霞市ぼぼたん

むさしのフロントむさか

ID:\*\*\*\*



朝霞市 空き家に関するアンケート調査票

あなた（このアンケートをご記入している方）について

あなたの年齢を教えてください。（平成31年1月1日現在）（○は1つ）

1. 29歳以下      2. 30～39歳      3. 40～49歳      4. 50～59歳  
5. 60～69歳      6. 70～79歳      7. 80歳以上

あなたの世帯類型について記入してください。（○は1つ）

1. 単身世帯      2. 夫婦のみの世帯      3. 親と子供の世帯  
4. 親子、孫の3世代にわたる世帯      5. その他（      ）

あなたと所有者の続柄は、何ですか。（○は1つ）

1. 本人      2. 配偶者      3. 子供  
4. 孫      5. 兄弟姉妹      6. 親族（叔父、叔母、甥、姪等）  
7. その他（      ）

I 建築物の利用状況について（本アンケートの対象となっている建築物）

問1. 現在、建築物を使用していますか。（○は1つ）

1. 使用している  
2. 使用していない

問1-1. どのように使用していますか。（○は1つ）

1. 自宅として使用している → 問1-2へ  
2. 通勤のために平日のみ使用している → 問1-2へ  
3. 週末や休暇時に使用している → 問1-2へ  
4. 物置・倉庫として使用している → 問1-2へ  
5. 仕事場・作業場・店として使用している → 問1-2へ  
6. 入院等により、一時的に家を空けている  
7. 賃貸（入居あり）  
8. 賃貸（1年未満入居なし） → 問2へ  
9. 賃貸（1年以上入居なし） → 問2へ  
10. その他（      ）

問1-3. 「使用していない」はどのような状況ですか。（○は1つ）

1. 空き家である → 問2へ  
2. 売却・譲渡済み  
3. 解体済み  
4. その他（      ）

問1-2. 利用頻度はどのくらいですか。（○は1つ）

1. 週に1回以上（常時を含む）  
2. 月に1回以上  
3. 1年に数回  
4. 数年に1回 → 問2へ  
5. その他（      ）

これ以降の設問は、問1-1で「8. 賃貸（1年未満入居なし）」「9. 賃貸（1年以上入居なし）」、問1-2で「4. 数年に1回」、問1-3で「1. 空き家である」に○をつけた方（網がけ）のみお答え下さい。



### Ⅲ 空き家の「維持管理」について

問6. 空き家の「維持管理」(部屋の清掃、庭の手入れ、剪定、除草等)をどのように行っていますか。

1. している

2. していない

問6-1. 「維持管理」は、どのようなことを行っていますか。

(あてはまるものすべてに○)

- |             |            |
|-------------|------------|
| 1. 家屋内の清掃   | 2. 室内の換気   |
| 3. 水回りの点検   | 4. 破損箇所の修理 |
| 5. 庭木の剪定、除草 | 6. その他 ( ) |

問6-2. 「維持管理」をされている方は、主にどなたですか。(○は1つ)

- |                |            |
|----------------|------------|
| 1. 所有者もしくはその家族 | 2. 親族      |
| 3. 近所の人        | 4. 知人      |
| 5. 業者          | 6. その他 ( ) |

問6-3. 「維持管理」は、どのくらいの頻度で行っていますか。

(○は1つ)

- |              |               |
|--------------|---------------|
| 1. 週1回以上     | 2. 2~3週間に1回程度 |
| 3. 月1回程度     | 4. 2~3ヶ月に1回程度 |
| 5. 半年に1回程度   | 6. 年1回程度      |
| 7. ほとんどしていない | 8. その他 ( )    |

問6-4. していない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- |                  |               |
|------------------|---------------|
| 1. 費用の問題のため      | 2. 住まいが遠方のため  |
| 3. 身体的・年齢的な問題のため | 4. 権利関係が複雑なため |
| 5. 時間的余裕がないため    | 6. 必要を感じないため  |
| 7. その他 ( )       |               |

問7. 空き家を改修する予定はありますか。(○は1つ)

1. 1年以内に建替え又は改修する予定である
2. 2~3年以内に建替え又は改修する予定である
3. 時期は未定だが、建替え又は改修する予定である
4. 建替え又は改修する必要がないため、予定していない
5. その他 ( )





## IV 空き家の利活用について

問8. 空き家の利活用の予定はありますか。(〇は1つ)

※ 本設問における「空き家の利活用」とは、所有者の方が居住（親族の居住やセカンドハウスを含む）や賃貸・売却、公共・ボランティアのために活用などを行うことを想定しています。

1. 利活用したい
2. 利活用するつもりはない
3. わからない

問8-1. 空き家を利活用するにあたり、条件等がありますか。  
(あてはまるものすべてに〇)

1. 建物の修繕費用の目処が立つこと
2. 希望する条件にあった借り手が見つかること
3. 利益が得られること
4. 期間限定の貸し出しができること
5. 賃貸・売却等の適切な情報が得られる仕組みが整うこと
6. 特に条件はない
7. その他 ( )

問8-2. 空き家をどのように利活用したいですか。  
(あてはまるものすべてに〇)

1. 住宅として貸し出したい
2. 店舗や事務所として貸し出したい
3. 民泊として貸し出したい
4. 市営住宅として貸し出したい
5. 学生寮として貸し出したい
6. シェアハウスとして貸し出したい
7. ボランティアや地域活動（子ども食堂、高齢サロン、集会場など）に貸し出したい
8. 建物を残して公共施設として行政に使用してもらいたい
9. 建物を壊して公共用地（公園、避難場所など）として行政に使用してもらいたい
10. 行政や公共的団体が使途・利活用方法などを決定し、使用してもらいたい
11. セカンドハウスとして使用したい
12. 将来の子供のため住宅として使用したい
13. 自らの所有物を保管する場所として使用したい
14. その他 ( )

問8-3. 空き家を利活用しない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに〇)

1. 将来使用する予定があるから
2. 建替え・売却が決まっている、または予定があるから
3. 他人に貸し出たくないから
4. 資産としてそのままの状態でも保有したいから
5. 適正な維持管理が可能なので問題ないから
6. その他 ( )



問9. 空き家を利活用するうえで、どのような支援策があったら良いと思いますか。(〇は3つまで)

1. 空き家について不動産、建築、相続手続、法律の専門家に相談できる総合的な窓口の設置
2. 解体費用の支援
3. 改修費用の支援
4. 公共機関による空き家の借り上げ制度
5. 空き家等の管理代行業者の紹介
6. 解体・リフォーム・造園等の施工業者の紹介
7. ボランティアによる庭木の剪定サービス
8. 建替え、改修について相談できるアドバイザーの派遣
9. 相続手続等々の専門家の派遣
10. 空き家を借りたい人へのあっせん(空き家バンクなど)
11. その他( )

問10. 朝霞市が空き家バンクの運営を開始したら利用しますか。(〇は1つ)

※ 市町村が運営する空き家バンクとは、空き家の有効活用を通じた「定住促進による地域の活性化」を図ることなどを目的とし、空き家の賃貸・売却を希望する人から申込みを受けた情報を、空き家の利用を希望する人に紹介するしくみです。

1. 利用したい
2. 興味はある
3. 利用しない
4. わからない



問11. 空き家について、課題と感じていることやその他ご意見がありましたら、ご記入ください。

※アンケート調査は以上です。ご回答をいただきまして、誠にありがとうございました。

今後、朝霞市より空き家等の支援・対策等について、情報等の提供をさせていただきたいと考えておりますので、お差し支えなければ、建物所有者、管理者またはアンケート回答者の住所、氏名、電話番号をご記入願います。

住 所 〒 \_\_\_\_\_

フリガナ \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

朝霞市空家等対策計画  
令和6年4月

発行：朝霞市 都市建設部 開発建築課  
〒351-8501 朝霞市本町1-1-1  
電話：048-463-1111（代表）  
048-423-3854（直通）